平成２５年（フ）第８７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区35棟303号
債務者　加藤　優磨（旧氏名加藤沙由理）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２５号
千葉市緑区誉田町１丁目794番地109　アネックス壱番館201号
債務者　相内　和子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６号
千葉市若葉区東寺山町770番地１　東寺山第２県営住宅３棟403号
債務者　安西　幸子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４２号
千葉県市川市須和田１丁目18番19号
債務者　宮嶋海香子（旧姓三好）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10509号、住民票上の住所千葉市若葉区貝塚町2038番地の15
債務者　中田　貴之
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
千葉県木更津市大久保２丁目23番２号
債務者　鈴木　和昭
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２５号
長野市大字鶴賀字中川原1142番地２、住民票上の住所長野市大字鶴賀上千歳町1138番地
債務者　越山　敏明
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
長野市大字西尾張部1092番地５　オークハウス202
債務者　中山　　忍
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３５号
名古屋市名東区牧の原３丁目106番地の２リバーサイド牧の原202号
債務者　髙味　賢二
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万2330番地ハイツあゆみ304
債務者　山脇　壽代
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９３号
兵庫県姫路市香寺町香呂10番地４、従前の住所兵庫県姫路市香寺町犬飼351番地７
債務者　山本　廣見
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９６号
兵庫県姫路市田寺８丁目３番10号
債務者　コーリツ設備こと　菅原　義明
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１００号
兵庫県姫路市夢前町糸田603番地５
債務者　大野　宙志
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０１号
兵庫県姫路市夢前町糸田603番地５
債務者　大野ますみ
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０２号
兵庫県姫路市夢前町糸田603番地５
債務者　大野　龍太
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市田島447番地
債務者　都外川あゆ美
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目630番地
債務者　田中　博美
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所民事部